

# 長寿医療制度のお知らせ

## (後期高齢者医療制度)

●8月1日から保険証(被保険者証)が変わります。

《現在の保険証・カードタイプ》

後期高齢者医療被保険者証 有効期限  
 被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇 平成〇〇年〇月〇〇日  
 住 所 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

氏 名 笠松 太郎 性別 男  
 生 年 月 日 昭和〇〇年〇月〇〇日  
 資格取得年月日 平成〇〇年〇月〇〇日  
 発 効 期 日 平成〇〇年〇月〇〇日  
 交 付 年 月 日 平成〇〇年〇月〇〇日  
 一部負担金の割合 〇 割

保 險 者 番 号 〇〇〇〇〇〇〇〇  
 保 險 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

《新しい保険証・折りたたみタイプ》

被保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 笠松 太郎

一部負担金の割合 〇 割

有効期限 平成〇〇年〇月〇〇日

---

後期高齢者医療被保険者証 有効期限  
 被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇 平成〇〇年〇月〇〇日  
 住 所 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

氏 名 笠松 太郎 性別 男  
 生 年 月 日 昭和〇〇年〇月〇〇日  
 資格取得年月日 平成〇〇年〇月〇〇日  
 発 効 期 日 平成〇〇年〇月〇〇日  
 交 付 年 月 日 平成〇〇年〇月〇〇日  
 一部負担金の割合 〇 割

保 險 者 番 号 〇〇〇〇〇〇〇〇  
 保 險 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

長寿医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、笠松町に住所を有する75歳以上の方と、65歳以上74歳以下で一定の障がいがあり長寿医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成21年7月31日となっていますので、8月1からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。

新しい保険証は、現在のカードタイプから折りたたみタイプに変更になります。

●平成21年度の保険料額が決定しました。

平成20年の所得が確定し、平成21年度の保険料が決まりましたので、5月末までに岐阜県の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送ります。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

●平成21年度の保険料の軽減措置について

①均等割額の軽減

世帯(被保険者および世帯主)の平成20年中の総所得金額などの合計額		軽減割合
33万円(基礎控除額)以下の世帯	被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)	9割軽減
	上記以外	※8.5割軽減
	「33万円(基礎控除額)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」以下の世帯	5割軽減
	「33万円(基礎控除額)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割軽減

※本来は均等割額が7割軽減ですが、平成21年度は8.5割軽減となります。

②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の方は、所得割額を一律5割軽減します。

③被用者保険(健保や共済など)の被扶養者だった方

長寿医療制度に加入された日の属する月から2年間は所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。ただし、平成22年3月までは、特例措置として均等割額を9割軽減します。

●保険料のお支払いが難しいとき

災害などにより重大な損害を受けたときや失業など、その他の特別な事情により保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免となる場合がありますので、お早めに住民課にご相談ください。

●保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替でのお支払いに切り替えることができます。口座振替によるお支払いを希望される方は、住民課にお問い合わせください。